

【カフェ営業における面積、運営時間等、使用料】

1. 第1条に定める、2階カフェスペースの面積は以下のとおりとする。

面積	m ²
----	----------------

なお、「岡山市新庁舎カフェ運営事業者募集要項」において、面積を最大 44.74 m² と定めている。

2. 第2条に定める、カフェの運営時間等は以下のとおりとする。

営業日	
営業時間	

なお、「岡山市新庁舎カフェ運営事業者募集要項」において、必須運営時間等を以下のとおり定めている。

開庁日の 11 時から 16 時まで。閉庁日は営業不可。

3. 第5条に定める、2階カフェスペースの使用料総額は以下のとおりとする。

使用料総額	金	円／年
-------	---	-----